

東大阪市立岩田こども一時預かりセンター業務委託
事業者選考に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

東大阪市子どもすこやか部こどもみらい室

1 公募案件の概要

東大阪市では、令和8年3月31日をもって閉園した旧岩田保育所の建物を有効活用し、一時預かり事業に特化した専用施設として「東大阪市立岩田こども一時預かりセンター」を整備しています。当該センターの運営を委託するにあたり、事業者からの企画・提案を公募することにより、委託事業者を選考します。案件の概要は以下のとおりです。

1-1. 案件概要

(1) 件名

東大阪市立岩田こども一時預かりセンター業務

(2) 履行期間

契約締結から令和13年3月31日まで

(3) 委託契約金額の上限額

375,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

【各年度別予算上限額】

年度	予算上限額
令和8年度	15,000,000円
令和9年度	90,000,000円
令和10年度	90,000,000円
令和11年度	90,000,000円
令和12年度	90,000,000円

(4) 事業目的及び業務内容

別添1「東大阪市立岩田こども一時預かりセンター業務仕様書」のとおり

(5) 一括再委託等の制限

本業務は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。

なお、上記以外の業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承認を得なければならないものとする。ただし、軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではないものとする（業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項については報告を求めることがある）

(6) 履行保証

本業務委託契約にあたっては、東大阪市財務規則第115条（以下、「規則」）の規定に基づき、契約金額の100分の3に相当する額以上の契約保証金の納付を求める。ただし、規則第

117 条第 1 号のとおり受託者が履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、履行保証に係る費用については見積もり額に含まないものとする。

1－2．応募資格

(1) 応募要件

本案件への応募資格者は、次に挙げる要件を全て満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく東大阪市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ②申請の日から起算して過去 2 年間に於いて、業務を行う上で関係法令に違反するような不正又は不誠実な行為やその他の犯罪を行ったことのない法人であること。
- ③租税を滞納していないこと。
- ④本公募実施の公告の日から業務委託締結の日までの間のいずれの日においても、東大阪市入札参加停止要綱による停止期間中でないこと。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は更生手続き中でないこと。
- ⑥民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は再生手続き中でないこと。
- ⑦破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- ⑧一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの付与認定若しくは I SMS の認証を受けている又は、法人における情報セキュリティポリシーが指針等により確立されていること。
- ⑨東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定するその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。

1－3．事務局

本案件に係る公募事務は、以下に示す事務局が処理する。

東大阪市子どもすこやか部　こどもみらい室　こども・こそだて応援課 担当　前田　川原 （住所）東大阪市荒本北 1－1－1　東大阪市役所総合庁舎 8 階 （電話）06-4309-3213 （e-mail） kodomokosodate@city.higashiosaka.lg.jp

2 公募手続き

公募手続きの方法等は以下に示すとおりとする。

2-1. 公募スケジュール

本案件のスケジュールは以下のとおりとする。

項番	項目	日程
1	公募型プロポーザル実施要領の公表 参加意思表明書類及び公募内容に関する質疑受付開始	令和8年10月7日（水）午前9時
2	参加意思表明書類（2-4参照） 提出締切	令和8年10月16日（金）午後5時
3	公募内容に関する質疑（2-5参照） 締切	令和8年10月21日（水）午後5時
4	質疑への回答	令和8年10月23日（金）
5	企画提案書（2-6参照） 提出締切	令和8年11月6日（金）午後5時
6	プレゼンテーション（2-7参照） 実施	令和8年11月13日（金）
7	結果通知（2-9参照）	令和8年11月下旬

2-2. 公募手続きに係る様式

本案件に係る所定様式は以下のとおりとする。

様式番号	書類名称
様式第1号	参加意思表明書
様式第2号	事業者概要書
様式第3号	類似業務実績調書
様式第4号	質問票
様式第5号	企画提案書表紙
様式第6号	経費見積書
様式第7号	辞退届

2-3. 公募実施要領等の公表

本案件の公募要領は、令和8年10月7日（水）午前9時より、東大阪市ウェブサイトにて公表する。

2-4. 参加意思表示

(1) 提出書類

参加意思表示に係る必要書類は以下のとおりとする。

番号	書類名
1	様式第1号「参加意思表示書」※法人代表者印を押印
2	様式第2号「事業者概要書」
3	様式第3号「類似業務実績調書」
4	法人の登記事項証明書（応募3か月以内に発行されたもの 写し可）
5	定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるものの謄本
6	財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書等） ※最新のもの
7	法人の事業計画及び収支予算書 ※最新のもの
8	現に行っている業務の概要を記載した書類
9	1-2. 応募資格（1）にかかる納税証明書（応募3か月以内に発行されたもの。写し可） 【国税】法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 【都道府県民税】法人事業税、法人都道府県民税の納税証明書 【市税】東大阪市内事業者：東大阪市民税課（市総合庁舎3階）で発行する納税証明書 市外事業者：法人市民税、固定資産税・都市計画税（償却資産分を含む）の各々の納税証明書。

(2) 提出方法

上記書類を事務局へ持参により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年10月16日（金）午後5時（土日祝日を除く午前9時～午後5時を受付時間とする。）

※来庁日時を電話、メール等により事前に事務局と調整すること。

2-5. 公募内容に関する質疑応答

参加意思表示を行った事業者（以下「提案事業者」という。）からの質疑を以下のとおり受け付ける。

(1) 質疑の方法

公募内容に関する質問を行う場合、事業ごとに様式第4号「質問票」に必要事項を記載し、令和8年10月21日（水）午後5時までに、事務局へメールにて提出すること。メールの件名は【プロポーザル質問票（法人名）】とすること。

また、メール送信後、質問票を送付した旨を事務局へ電話連絡すること。

本案件に関する質問は、上記の方法によって行われたものを除き、一切回答しない。

(2) 質問への回答

全ての質問を事務局にて取りまとめて回答書を作成し、参加意思表示を行ったすべての事業者へ、令和8年10月23日（金）までに事務局よりメールにて回答書を送付する。なお、送信先は参加意思表示書に記載されたメールアドレスとする。

2-6. 企画提案書

(1) 提出書類

企画提案に係る提出書類は以下のとおりとする。

番号	書類名
1	様式第7号「企画提案書表紙」※法人代表者印を押印
2	企画提案書本体（任意様式）
3	企画提案内容を補足する書類（任意）
4	様式第8号「経費見積書」

(2) 企画提案書の作成

- ①番号1から4までの書類を順番に製本したものを「企画提案書」とする。
- ②企画提案書は、提案する業務ごとに作成すること。
- ③提案事業者は、別添の東大阪市立岩田こども一時預かりセンター業務仕様書の内容に基づき、別添「評価項目及び配点」に示す評価項目（大項目及び小項目）に沿って企画提案書本体を作成すること。
- ④企画提案書はA4版（2穴フラットファイル綴じ）で作成すること。印刷向きの縦横は問わない。
- ⑤企画提案書表紙の次頁に目次を付すこと。また、各頁には頁番号を付すこと。
- ⑥企画提案書は、正本及び副本を作成すること。正本の表紙には法人代表者印を押印すること。
副本中には、法人名を一切表示しないこと。（法人名を記載している部分を全て黒塗り等で被覆すること。）

(3) 経費見積

様式第8号「経費見積書」は、年度ごとに作成すること。

(4) 提出部数

正本（要押印）	1部
副本	7部

(5) 提出方法

事務局へ（4）を持参により提出すること。

(6) 提出期限

令和8年11月6日(金)午後5時まで。(土日祝日を除く午前9時～午後5時を受付時間とする。) ※来庁日時を電話、メール等により事前に事務局と調整すること。

2-7. プレゼンテーション

企画提案書を提出した提案事業者は、東大阪市立岩田こども一時預かりセンター業務委託にかかるプロポーザル方式等事業者選定委員会(以下、「委員会」という。)において、企画提案書のプレゼンテーションを実施すること。

(1) 実施日時及び会場

プレゼンテーションは令和8年11月13日(金)に東大阪市役所総合庁舎内にて実施する。詳細な開始日時及び会場については提案事業者へ別途通知する。

(2) プレゼンテーションの方法

①プレゼンテーションの時間は下記のとおりとする

1者あたり55分以内

- ・提出した企画提案書の内容説明(25分以内)
- ・質疑応答(30分以内)

②プレゼンテーションにおいては、提案事業者自らの法人名称を称すること及び表示することを一切禁ずる。プレゼンテーションにおいて使用する各提案事業者の呼称は事務局にて設定し、別途通知する。

③出席者は1提案事業者あたり4名までとする。

④指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。指定場所については別途通知する。

⑤本業務に従事する者のうち、中心的な役割を担う者が主たるプレゼンテーションを実施すること。

⑥プレゼンテーションにおいて説明資料等を映写することを可能とする。映写を行う場合、プレゼンテーション前日までに、事務局へ映写を行う旨を報告し、映写資料(事務局事前確認用)を提出すること。当日使用するパソコン及び映写データは事業者が持ち込むこと。プロジェクタ、HDMI ケーブル、投影用スクリーン、電源供給用延長コードについては事務局にて手配する。なお、会場の電源は使用可能とする。

⑦プレゼンテーション内容を補足する資料の配布を認める。(配布する場合、新規の企画提案を行うものではなく、あくまでもプレゼンテーションを補足する資料とすること)

⑧プレゼンテーションを実施する順番は、企画提案書提出順の降順とする。

2-8. 委託候補者の選考

委員会にて以下のとおり委託候補者の選考を行う。ただし、評価項目に基づく総合得点が満点の6割に届かない場合や、個人情報保護に関する評価点が満点の2分の1に満たない場合は、その事業者は選定しないこととする。

- (1) 提出された書類及びプレゼンテーションの実施結果を受け、評価項目に基づく総合得点（審査項目の全項目の合計点の平均点）が最高得点の提案事業者を委託候補者として選定する。
- (2) 総合得点が第2位の提案事業者を次点候補者とする。
- (3) 最高点となる総合得点が同点の者が複数であった場合は、別添「評価項目及び配点」に示す評価項目（大項目）の「Ⅱ 業務提案内容」における得点が最も高い提案事業者を委託候補者とし、次に「Ⅱ 業務提案内容」における得点が高い提案事業者を次点候補者とする。
- (4) 最高点となる総合得点が同点であり、かつ「Ⅱ 業務提案内容」における得点が同点の者が複数であった場合は、見積価格が最も低い提案事業者を委託候補者とし、次に見積価格が低い提案事業者を次点候補者とする。
- (5) 総合得点が同点であり、かつ、Ⅱ 業務提案内容における得点が同点かつ見積価格が同額の提案事業者が複数であった場合は、くじ引きにより委託候補順位を決定する。
- (6) 提案事業者が1者であっても選考を実施する。

2-9. 審査結果の通知及び結果の公表

審査結果は、委託候補者の選定後、全提案事業者に文書にて通知する。

また、各提案事業者の点数（選考委員の採点の平均点）及び委託候補者の名称を東大阪市ウェブサイトにて公表する。なお、各提案事業者の点数の公表にあたっては、プレゼンテーションにて使用する各提案事業者の呼称を用いる。

2-10. 留意事項

(1) 無効又は失格

提案事業者が以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効又は失格とする。

- ①応募資格の無い者が参加意思表示を行った場合 無効
- ②受付期間外に参加意思表示が行われた場合 無効
- ③提出期限を超過して企画提案書が提出された場合 失格
- ④提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合 失格
- ⑤プレゼンテーションにおいて、指定した時間に遅れた場合 失格
- ⑥プレゼンテーションを欠席した場合 失格
- ⑦会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合 失格
- ⑧審査の公平性に影響を与える行為があった場合 失格
- ⑨本実施要領に違反すると認められる場合 失格
- ⑩他社の代理をした場合 無効
- ⑪その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合 失格
- ⑫①～⑪に定めるもののほか、選定委員会が失格であると認めた場合 失格

(2) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めない。

(3) 辞退

参加意思表明書を提出した後に本案件への参加を辞退する際には、様式第7号「辞退届」を提出すること。

(4) 費用負担

本案件への参加に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(5) その他

- ①提案事業者は、参加意思表明書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ②提案事業者から提出された書類は、返却しない。
- ③提案事業者から提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ④提案事業者から提出された書類は、委託候補者選定以外の目的には無断で使用しない。

3 契約に関する基本的事項

委託候補者決定後の契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

3-1. 委託候補者との協議

委託候補者による提案内容を基に本市と委託候補者との間で協議を行い、業務内容について調整、双方合意のうえ、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は次点候補者と協議を行うものとする。

3-2. 契約金額

契約金額については委託候補者が提出する経費見積書を基に決定する。